

内閣総理大臣 菅 直人様
厚生労働大臣 細川律夫様

2011年4月1日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

平成23年3月29日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」に関する緊急要求

前略

東日本大震災に対する菅総理、細川厚生労働大臣をはじめ関係各位の皆様のご尽力に心より敬意を表します。

さて、平成23年3月29日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」が出されましたが、この中で災害救助法適用地域に所在する医科の保険医療機関について通常の請求が困難な場合は、平成23年3月12日以降の診療分についても概算請求が可能であることが示されていますが、歯科医療機関については示されていません。

歯科医療機関も災害後の困難な中で必至に地域の歯科医療を継続していますが、通常の請求が困難な医療機関もあります。

阪神淡路大震災の際にも、災害後（1月17日以降）の概算請求については医科の保険医療機関にしか認められませんでした。不当な差別であるとの声が大きく広がりました。

歯科医療機関についても同様の対策をとるべきです。

また、事務連絡では、3月12日以降の診療増及び一部負担金等の猶予分の加算が示されていますが、一部負担金等の猶予分の加算は、わずか0.038です。被害の大きな地域ほど、概算請求の方が低くなりかねません。

このようになる理由は、一部負担金免除対象者を制限していることも原因です。

一部負担金免除対象者を被災者全員とし、それにあわせて一部負担金等の猶予分の加算を引き上げるべきです。

以上のことから、下記の点の実施を早急に求めるものです。

記

- 一 3月12日以降の診療分の概算請求の取扱いについて、歯科の保険医療機関も医科と同じ扱いとすること。
- 一 一部負担金免除対象者を被災者全員とし、それにあわせて一部負担金等の猶予分の加算を引き上げること。
- 一 2011年3月分の診療報酬請求期限（4月13日）のさらなる延長及び、早期支払い措置など被災医療機関への支援を行うこと。4月以降分の請求期限等についても被災地の状況に応じて柔軟に対応すること。